

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
理科室実験流し給水水漏れ修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市南区平楽1番地
横浜市立平楽中学校
- 3 契約日
令和7年1月23日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年1月23日
- 5 契約金額
60,500円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
平楽中学校において、第一理科室の実験用流しにある蛇口が破損し、水が噴き出した。
このままでは教育活動に重大な支障が発生するため、緊急で修繕を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立平楽中学校